

右の者に対する公職選挙法違反被告事件について、昭和四四年八月一二日広島高等裁判所が言い渡した判決に対し、検察官から上告の申立があつたところ、広島県安芸郡蒲刈町長村本聞司作成の戸籍謄本の記載によれば、被告人は昭和四四年七月三一日死亡したことが明白であるから、刑訴法四一四条、四〇三条一項、四〇四条、三三九条一項四号に従い、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件公訴を棄却する。

昭和四四年一〇月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	二	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎